

# 静岡県大井川流域における火の見櫓の滅失と存続に関する考察

地域景観における火の見櫓に関する研究 その4

正会員 塩見 寛\*  
同 土屋和男\*\*

火の見櫓 地域景観 静岡県  
滅失と存続

## 1. 研究の目的

本研究は前稿にひきつづき、地域景観における「火の見櫓」に関する一連の研究に位置づけられる。

本稿では、大井川流域の1市6町（上流から本川根町・中川根町・川根町、島田市、金谷町・大井川町・吉田町）を対象に火の見櫓の滅失と存続の状況を把握し、地域景観における火の見櫓に対する認識を事例から考察する。

## 2. 方法

静岡県の火の見櫓の存在確認調査は大井川流域においては2000年8月から2001年10月までに147基を調査した。

これらの火の見櫓の維持管理の状況について、2002年2月、1市6町にアンケートおよびヒアリングを実施した。アンケートの内容は、a. 火の見櫓の敷地の土地所有の状況、b. 過去10年間に於けるペンキ塗装等改修の事例及び解体撤去の事例、c. 改修又は撤去に関する今後の予定（計画）の有無である。また、新たな維持管理のあり方が見られる3つの事例について現地調査及びヒアリングを実施した。

## 3. 考察

### (1) 大井川流域における火の見櫓の残存状況

大井川の中流・上流域を川根地域（川根・中川根・本川根の3町）とすると、下流域は島田市・金谷町・大井川町・吉田町の1市3町がそれぞれにあたる。川根地域は104基の火の見櫓が残存しているが、下流域は表1のとおり、合計43基で極端に数を減らしている。

川根地域では49世帯に1基の火の見櫓が存在することになるが、下流域では1007世帯に1基となる。火の見櫓が小さな地域単位である集落ごとに1基存在していたとするなら、川根地域はほぼ原型が保たれ存続しているが、下流域は機能の喪失とともに徐々に滅失してきたと仮説される。つまり下流域における火の見櫓は、滅失の途上にあると考えられる。

### (2) 管理状況にみる地域差

火の見櫓の所有は行政庁（市・町）で、総務又は防災関係課が所管している。維持管理は消防団の各分団に任されているのが通例である。火の見櫓はひとつの行政財産と見ることができ、消防団の詰所（建築物）は財産台帳にあるにもかかわらず、火の見櫓（工作物）はないという事実が判明した（調査した1市6町）したがって火の見櫓の履歴を調べることは困難を要し、今回調査した過去10年間については記録をたどることができるが、10年を超えると不明という状況である。

表1のとおり、中・上流域（川根地域）と下流域とでは、土地所有・改修・移設・解体のいずれについても顕著な差異が明らかになった。

火の見櫓の敷地の土地所有者は、川根地域は公共が26%であるのに対して、下流域は63%と高い割合となっている。

改修については、川根地域では全体の3割近い29基で行われているが、下流域では7基で全体の16%に過ぎない。改修の内容はペンキ塗装の塗替がほとんどで、屋根の補修が数基みられる。移設した場合は同時にペンキ塗替を

表1 大井川流域の火の見櫓の現況

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
	残存数	可住地面積(km <sup>2</sup> )	1km <sup>2</sup> あたり基数	世帯数	千世帯あたり基数	d/a	土地所有：公共	g/a	改修(移設)	i/a	解体撤去	撤去予定
本川根町	37	12.63	2.93	1,420	26.06		9	24%	6 (2)	16%	0	-
中川根町	31	15.38	2.02	1,964	15.78		10	32%	16 (1)	52%	0	-
川根町	36	14.31	2.52	1,778	20.25		8	22%	7 (1)	19%	0	-
中・上流域	104	42.32	2.46	5,162	20.15	49.6	27	26%	29 (4)	28%	0	0
島田市	14	61.83	0.23	23,040	0.61		8	57%	5 (1)	36%	1	-
金谷町	15	28.82	0.52	5,821	2.58		8	53%	0 (0)	0%	2	1
大井川町	6	23.92	0.25	6,366	0.94		3	50%	1 (0)	17%	3	2
吉田町	8	19.23	0.42	8,087	0.99		8	100%	1 (0)	13%	1	3
下流域	43	133.80	0.32	43,314	0.99	1007.3	27	63%	7 (1)	16%	7	6
合計	147						54	37%	36	24%		

\* b 可住地面積, d 世帯数のデータは平成11年度静岡県勢要覧による。 \*\* i, kは過去10年間(1992~2001)の実績を示す。 \*\*\* iの(移設)数は内数。

A case study of decreasing and retaining of Japanese fire towers (Hinomi-Yagura) in Ohigawa district, Shizuoka prefecture.

A Study on the design of Japanese fire towers (Hinomi-Yagura) in regional landscape, Part4.

SHIOMI Kan, TSUCHIYA Kazuo



写真1 大井川町飯淵



写真2 同左2001年9月滅失



写真3 存続の事例A金谷町島



写真4 存続の事例B大井川町下江留

している。

解体撤去については、予定を含めて川根地域が0であるのに対して、下流域は7基が撤去され、6基が撤去予定である。撤去予定では、詰所と隣接する火の見櫓は火災予防週間で半鐘も鳴らすため残すが、他は使用されず老朽化が激しい理由から撤去するという明確な方針をもつところ（吉田町）がある一方、解体撤去の要請は多くが地元町内会を中心とした地域住民から発意される。地域消防のシンボルとして存在してきた経緯から、地元の要請がない限り、行政庁も勝手に撤去できない状況にあるといえる。

このような川根地域と下流域との明確な差異は、下流域が滅失の途上にあることを裏づけるものである。また川根地域の火の見櫓の多くはまだ機能し、消防団の演習や活動に役割を担っていると考えられる。さらに川根地域を原型と考えるなら、敷地の公共所有が多い下流域はもともと川根地域に近い割合であったものが、民地に建っていた火の見櫓の滅失の結果が、現在の状況になっていることも考えられる。つまり民地に建つ火の見櫓は機能が喪失し老朽化すれば、土地の転用や有効利用を図るため、解体撤去に移行しやすいとも考えられる。

### (3) 存続の事例：管理主体の新たな展開

A. 金谷町島の消防団第四分団の詰所が火の見櫓から離れて1993年3月に新築され、半鐘も同時に詰所の建物に移設された。火の見櫓の機能はまったくなくなっていたところ、土地所有者のY氏が金谷町に火の見櫓の払い下げを申し出た。6年近くの検討・協議期間を経て「文化財として永久保存し、併せて地域の景観保持に寄与する」という目的により2001年7月付でY氏に無償で払い下げが決定した。Y氏は火の見櫓を文化遺産として後世に伝え保守していく考えである。この火の見櫓には万一の部材落下の危険を考慮して損害保険がかけられ、再塗装も予定されている。

同じ敷地内には、江戸期からの大規模な民家と付属建物がほとんどそのままに残る。隣地には多くの信仰を集める地蔵尊とその門前店もあり、樹木や塀、周囲の水田ともあいまって典型的な農村景観が持続している場所である。

B. 大井川町は1999年4月から「大井川町地域参加のま

ちづくり条例」により町内48のまちづくり委員会を設置し、地域住民が自ら考え合意形成を経て意思決定し、地域自らが責任を持って行動するまちづくりに取り組んでいる。下江留第3まちづくり委員会は町道沿いに建つ火の見櫓を、垂れ幕掛け等に利用している。そしてこれを地域のシンボルとして貴重であると考え、2001年11月に屋根・見張台を黄色、本体を青色にペンキを塗替える保守作業を行い管理主体としての自覚を確認した。

周囲には水田が広がり、大井川下流域の散居の集落の面影を残す場所で、住宅敷地からも距離があるため、遠くからでも目立つ存在にあり、広告塔の役割を担うには好立地だといえる。

C. 島田市の県道島田大井川線の拡幅に伴い、消防団第四分団二部の詰所と火の見櫓が移設が撤去を迫られていた。消防団はホ - ス掛けは必要だが、火の見櫓はいらないという結論であった。2001年2月、市の判断により火の見櫓の移設工事を発注し、着手前に移設費と撤去費の比較をしたところ同額だったため、移設(3.5m)した。2001年度には火の見櫓の塗装及びホ - ス掛けの設置工事を行っている。火の見櫓を管理する行政側の判断により存続が決定した例である。

## 4. まとめ

今回の調査では火の見櫓に対する考え方の地域差が明らかになった。火の見櫓が解体され滅失していく要因には、その地域の意思が関係する。倒壊の危険性や落下物の不安を地域住民が感じはじめたとき、火の見櫓は滅失の方向に移行する。しかし火の見櫓が、機能喪失から滅失にいたるまでのタイムラグのなかにあるとき、それが地域景観における積極的な構成要素と認められると、存続する方向にシフトする場合がある。事例AおよびBでは、周辺環境に対して必要とされる存在であったことが存続の要因といえる。これらの事例は、機能を失った火の見櫓が、いわば「ゴミ」とみなされず、地域景観における「遺産」として認識されたことを示している。

本研究に伴う調査は、「火の見櫓からまちづくりを考える会」が行っている。この会の杉山瑠美、和田厚、小澤義一、加藤ひろみ、梶山理加、伊達剛の各氏に感謝する。

\* 静岡県都市住宅部営繕企画室 修士（学術）

\*\* 常葉学園大学 造形学部造形学科 講師・博士（学術）

\* Shizuoka prefectural Government

\*\* Lecturer, Faculty of Art and Design, Tokoha Gakuen University Ph.D